

所管事項調査

【目次】

ページ

- | | | |
|---|--|------|
| 1 | 地域区分（市内・準市内・市外）の見直しについて…………… | 1～2 |
| 2 | 資本関係又は人的関係のある業者等の同一入札参加
制限について…………… | 3～5 |
| 3 | 市有地の処分について…………… | 6～11 |

理 財 部

平成30年11月



1 地域区分（市内・準市内・市外）の見直しについて

(1) 目的

入札契約において、これまで市内業者へ優先的に発注しているが、市内に事業所を有する準市内業者の中にも、市内で長期間の事業活動を行い、市内業者と同等又はそれ以上の市民の雇用を行っている業者がある。

本市の人口流出も深刻度を増しており、雇用の確保は喫緊の課題であることから、長期間事業を継続し、多くの市民を雇用している準市内業者の入札参加機会を増やすことは、本市経済の活性化及び市民生活の向上につながるものと考えられることから、一定の要件を満たせば市内業者と同等となるような地域区分の見直しを行うもの。

(2) 現在の入札参加資格登録における地域区分

- ア 市内業者 … 市内に本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有する者
- イ 準市内業者… 市内業者以外の者で、本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等を市内に有する者
- ウ 市外業者 … 市内業者及び準市内業者以外の者

《有資格業者名簿の登録状況》

（平成30年9月末現在）

	市内		準市内		市外	計
		うち、全従業員数に占める市内従業員数の割合が50%以下かつ従業員数が50人以下		うち、市内従業員数が50人超		
① 建設工事	652	(38)	68	(4)	599	1,319
② 建設コンサル	95	(6)	74	(-)	326	495
③ 物品製造等	1,169	(48)	269	(29)	925	2,363
計	1,916	(92)	411	(33)	1,850	4,177

※①～③は重複あり

(3) 地域区分の見直し

ア 市内業者

市内に本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有する者で、全従業員数に占める市内従業員数の割合が50%超又は市内従業員数が50人超である者

イ 認定市内業者

市内業者以外の者で、本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等を市内に有する者で、支店又は営業所等の従業員数が50人超である者（市内で5か年以上事業継続している者に限る。）

ウ 準市内業者

市内に本店（建設工事は、建設業の主たる営業所）を有する者で、全従業員数に占める市内従業員数の割合が50%以下及び市内従業員数が50人以下である者

市内業者及び認定市内業者以外の者で、本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等を市内に有する者で、支店又は営業所等に従業員がいる者

エ 市外業者

市内業者、認定市内業者及び準市内業者以外の者

※「従業員」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の13第2項に規定する従業者とする。

個人事業主の市内業者・市外業者の区分については、事業主の住所による。

これまで、市内業者発注としていたものを、物品調達を除き、市内業者及び認定市内業者発注とする。

(4) 実施予定時期

平成31年（2019年）11月

2 資本関係又は人的関係のある業者等の同一入札参加制限について

(1) 現在の入札参加制限

国土交通省発注の工事及び業務では、平成16年度から随時見直しを行いながら、談合の未然防止と公平・公正な競争環境を確保するため、資本関係又は人的関係のある複数の会社について、同一入札参加を制限している。

本市では、平成22年4月から同一人が代表者（準市内業者は、受任者を含む。）となっている者について、同一入札参加を制限している。

同一人が代表者（準市内業者は、受任者を含む。）となっている有資格業者の状況

（平成30年9月末現在）

	系列グループ数
① 建設工事	7
② 建設コンサル	2
③ 物品製造等	37

(2) 現状の課題

ア 代表取締役の人数には制限がなく、本市に届け出た代表取締役（契約の相手方）が重複していなくても、他の代表取締役が重複している。

有資格業者	建設 工事	物品 製造等	代表取締役	取締役		
甲社	○	○	A	C	E	G
			B	D	F	
乙社	○	○	H			
			C			
丙社	○	○	I	G	J	
			B			
丁社		○	K	B		
			C			

イ 複数の法人又は個人により構成される組合等やその組合を構成する法人又は個人の同一入札への参加を制限していない。

資格業者名	建設 工事	物品 製造等	代表理事	代表取締役		取締役	
				A	B	C	D
甲社		○		A		C	D
				B			
乙社		○		E			
				B			
丙組合		○	B				

(3) 入札参加制限の見直し

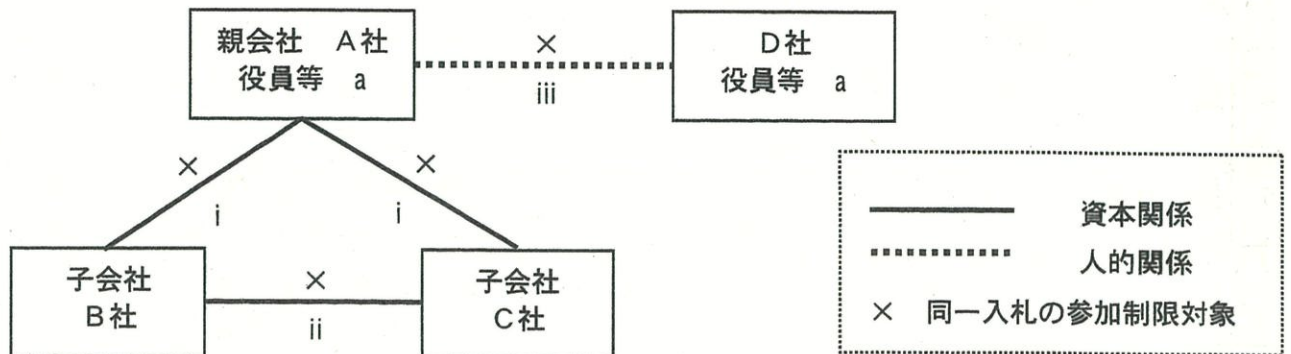
新	旧
<p>【資本関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子会社等と親会社等（※）の関係にある場合 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合 <p>【人的関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人 一方の共同企業体の構成員と他方の共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 	<p>【資本関係】</p> <p>制限なし</p> <p>【人的関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方の会社等の代表者が、他方の会社等の代表者を兼ねている場合

※「子会社等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいい、「親会社等」とは、同法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

資本・人的関係のある者の同一入札への参加制限の例

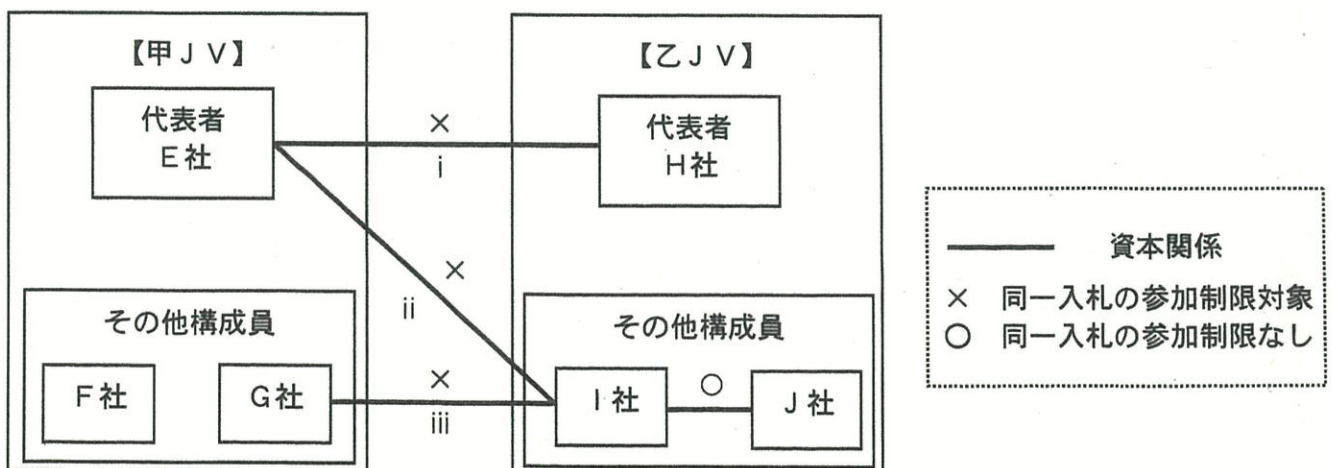
① 単体企業の場合

- i 親会社であるA社と子会社であるB社（又はC社）は系列企業のため、A社とB社（又はC社）は同一入札に参加できない。
- ii A社の子会社であるB社とC社は系列企業のため、B社とC社は同一入札に参加できない。
- iii A社とD社は役員が重複し系列企業のため、A社とD社は同一入札に参加できない。



② 共同企業体の場合

- i 甲JVの代表者であるE社と乙JVの代表者であるH社は系列企業のため、甲JVと乙JVは同一入札に参加できない。
- ii 甲JVの代表者であるE社と乙JVの構成員であるI社は系列企業のため、甲JVと乙JVは同一入札に参加できない。
- iii 甲JVの構成員であるG社と乙JVの構成員であるI社は系列企業のため、甲JVと乙JVは同一入札に参加できない。



(4) 実施予定時期

平成31年（2019年）10月

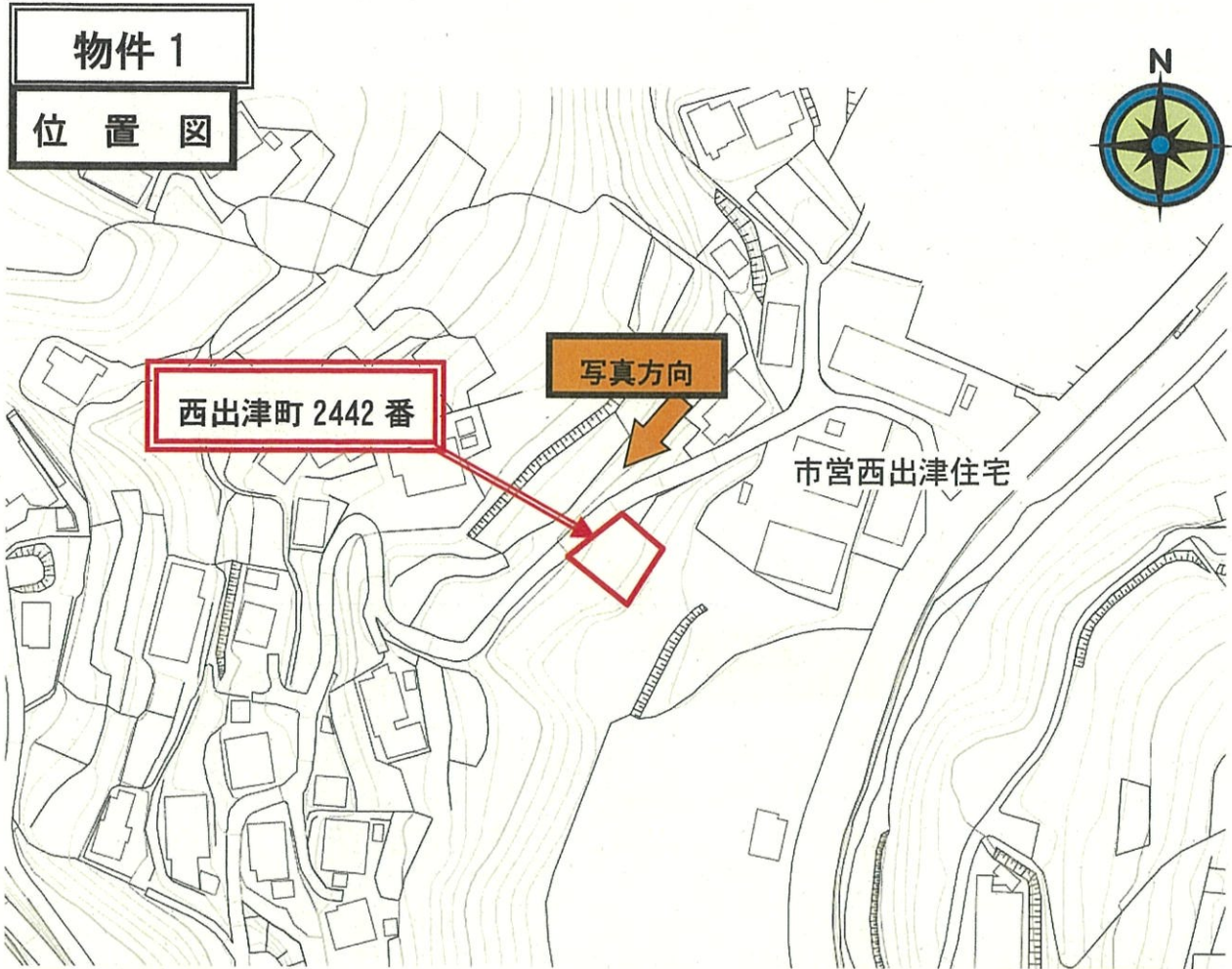
3 市有地の処分について

市有地売払いの結果報告

物件	所在地	地目	地積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
1	長崎市西出津町2442番	宅地	353.12 m ²	466,000 円	501,000 円	一般競争入札	個人
2	長崎市三川町1311番11	雑種地	25.00 m ²	1,097,000 円	1,097,000 円	一般競争入札	法人
3	長崎市西山1丁目376番3	雑種地	70.00 m ²	417,720 円	453,000 円	一般競争入札	法人
4	長崎市中里町5番23ほか1筆	宅地	30.27 m ²	575,130 円	575,130 円	随意契約	法人
5	長崎市江平1丁目329番11	雑種地	14.04 m ²	261,000 円	280,000 円	随意契約	個人
合 計			492.43 m ²	2,816,850 円	2,906,130 円		

物件 1

位置 図

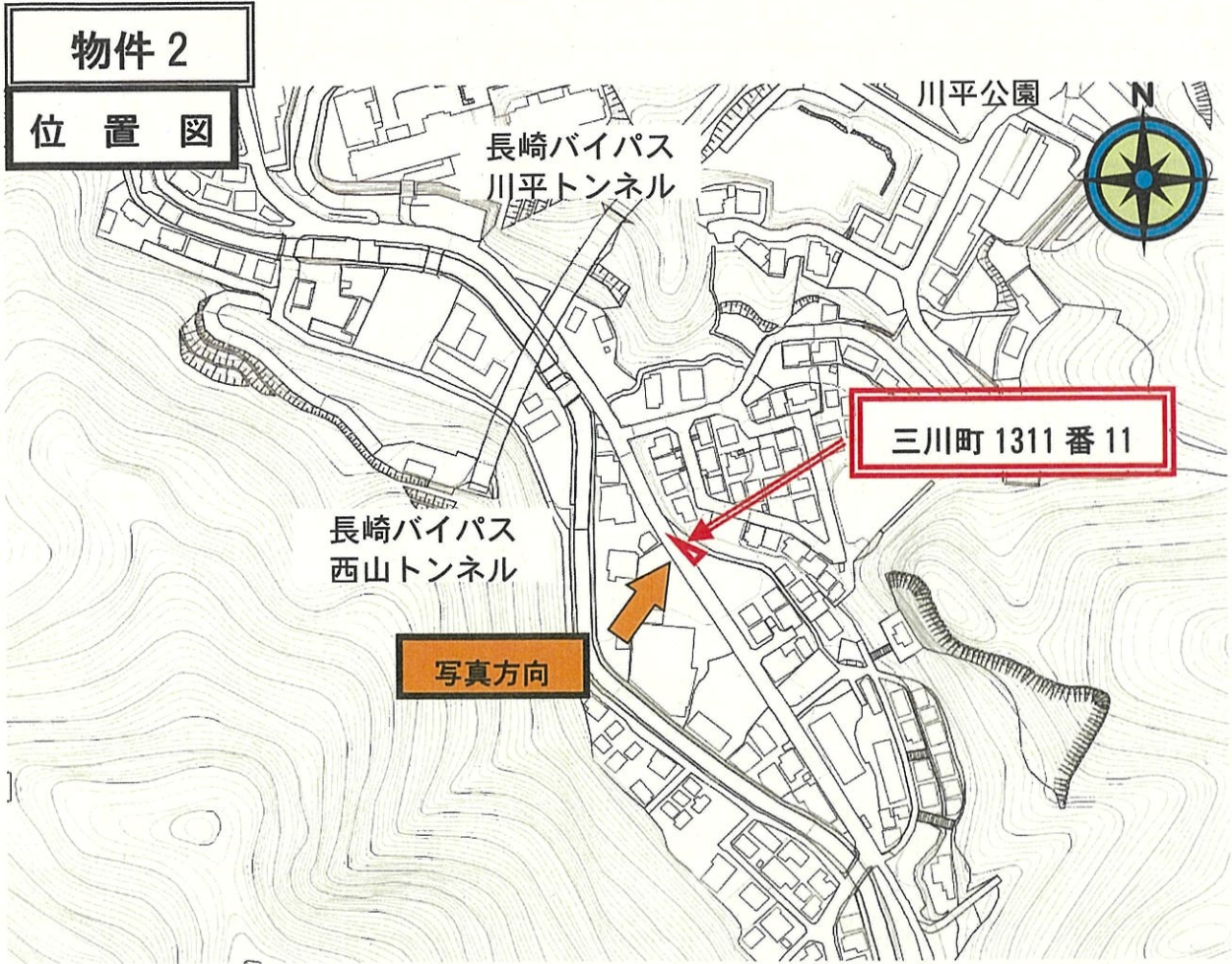


現 況 写 真

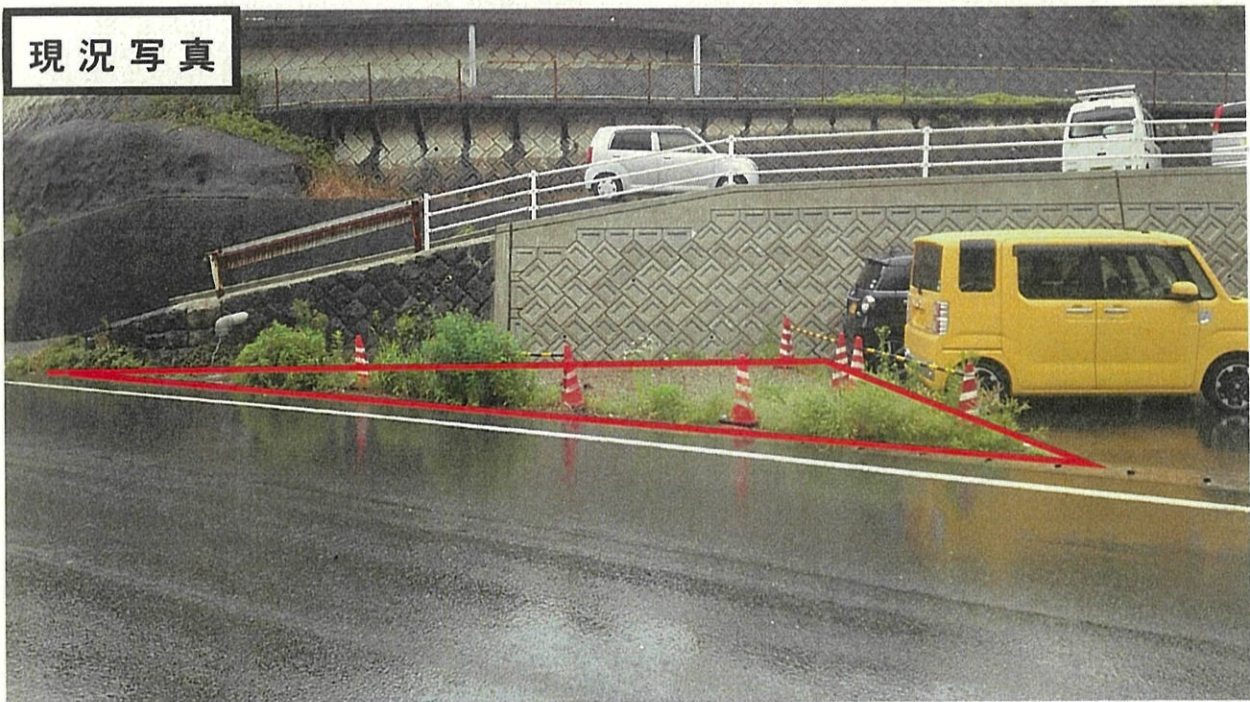


物件 2

位置図

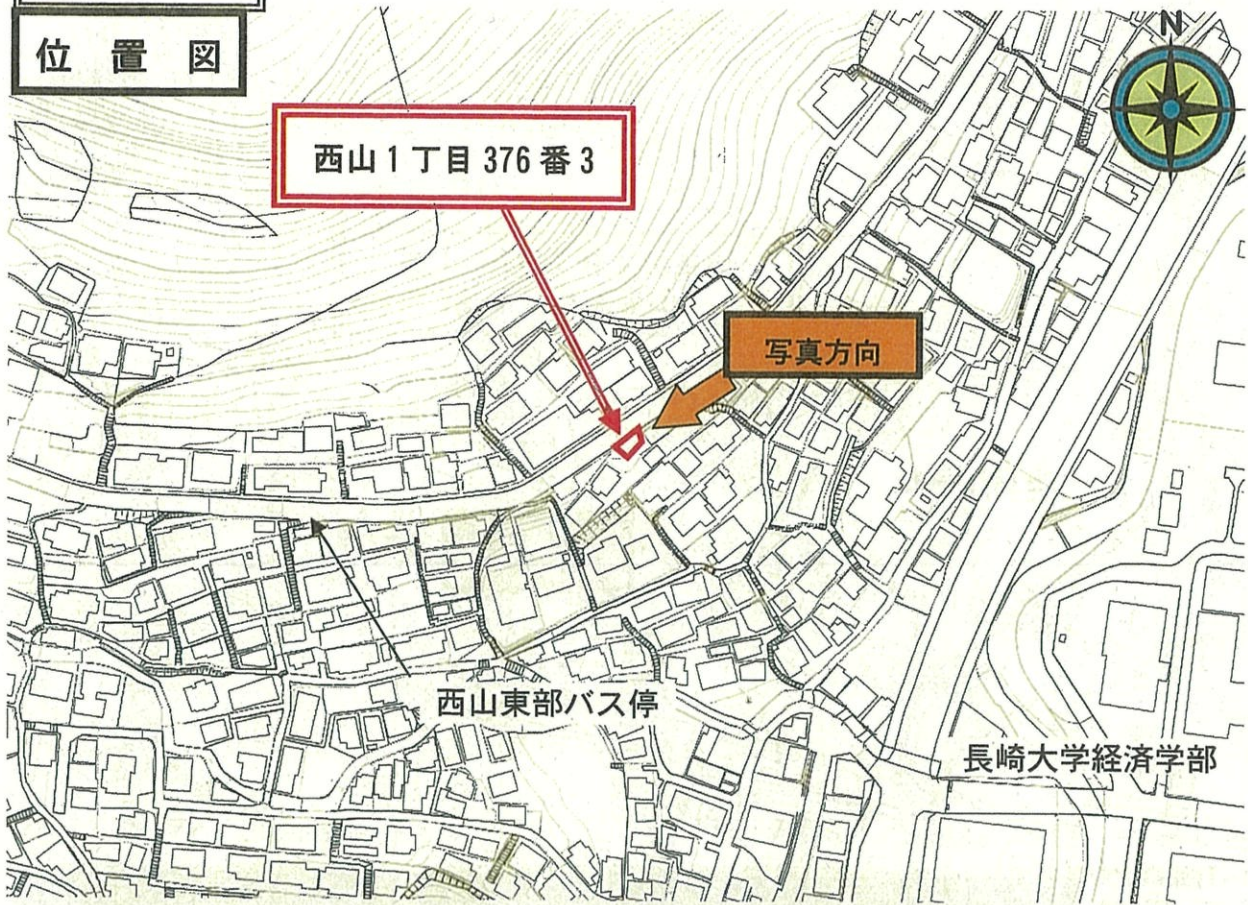


現況写真

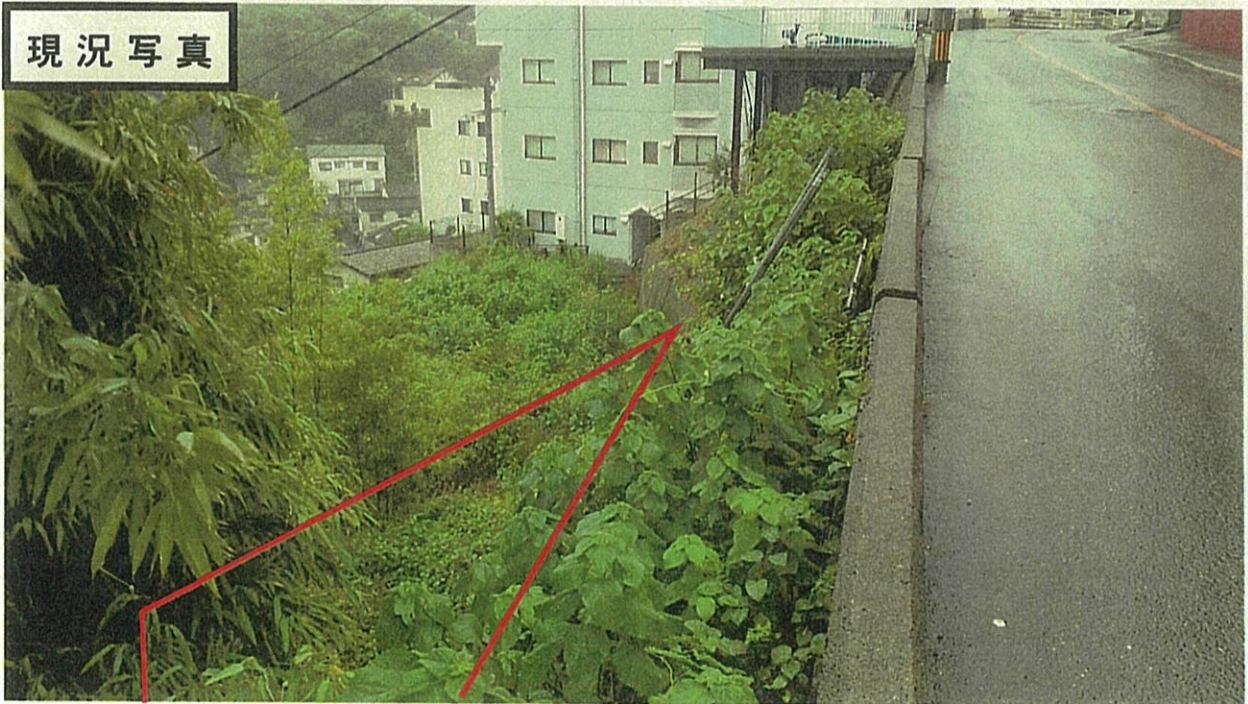


物件 3

位置図

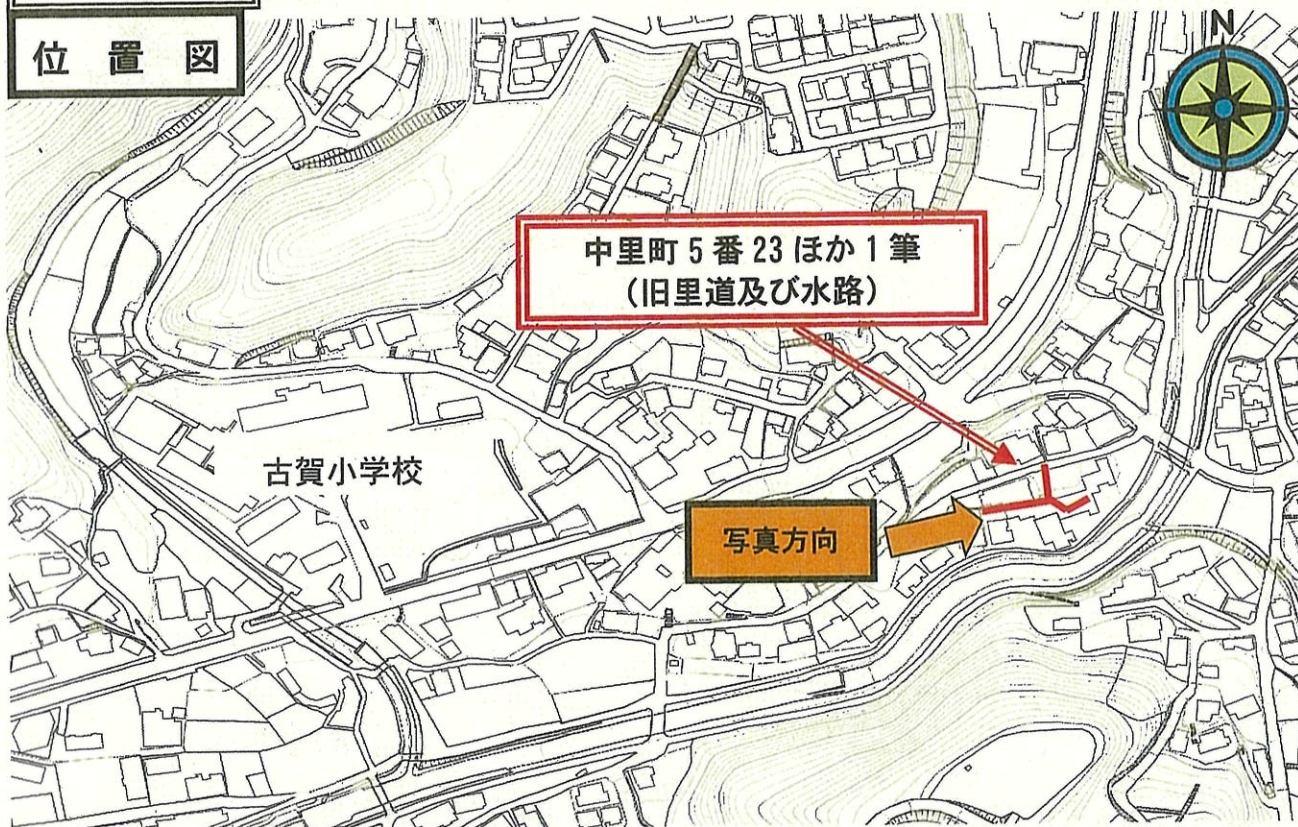


現況写真

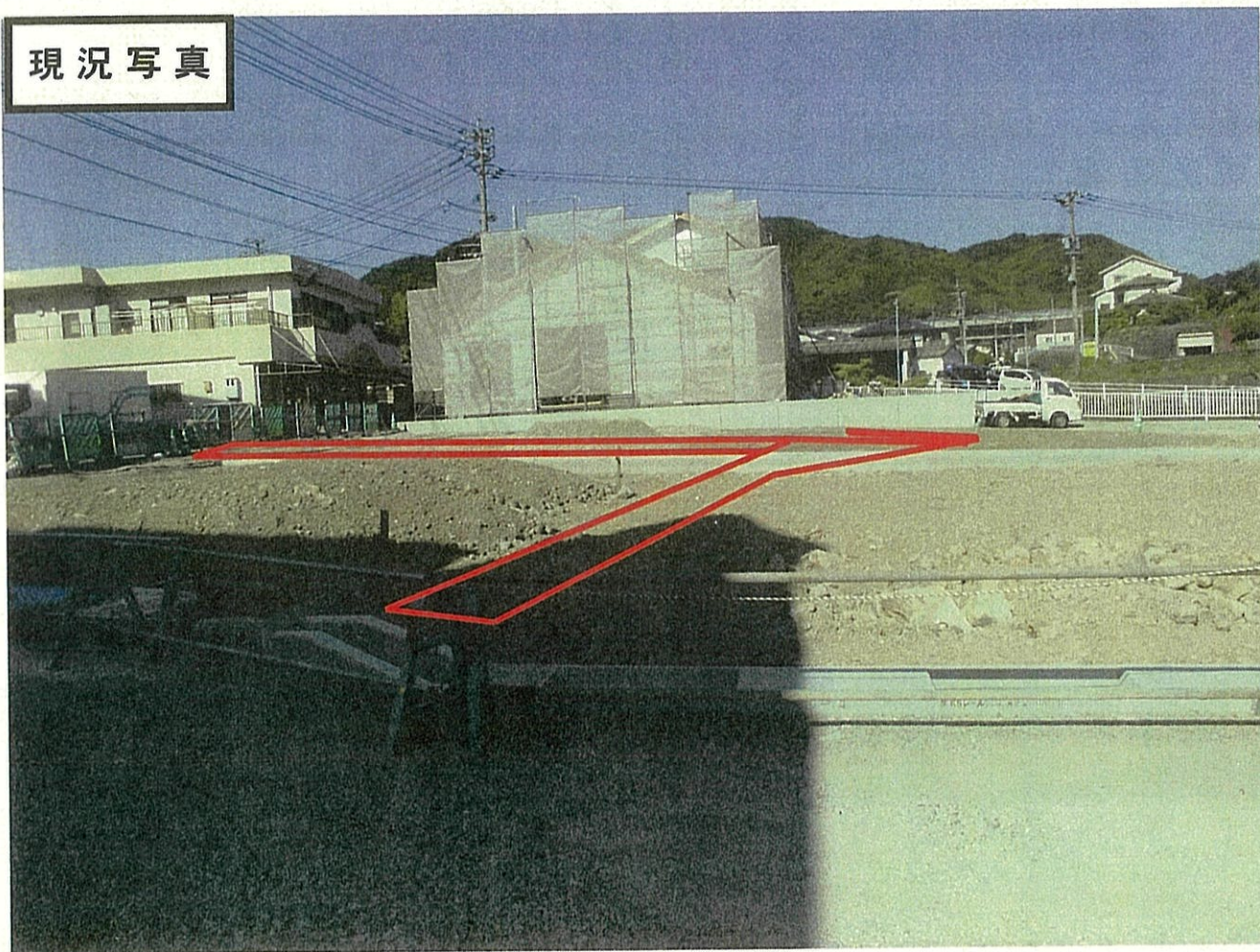


物件 4

位置 図

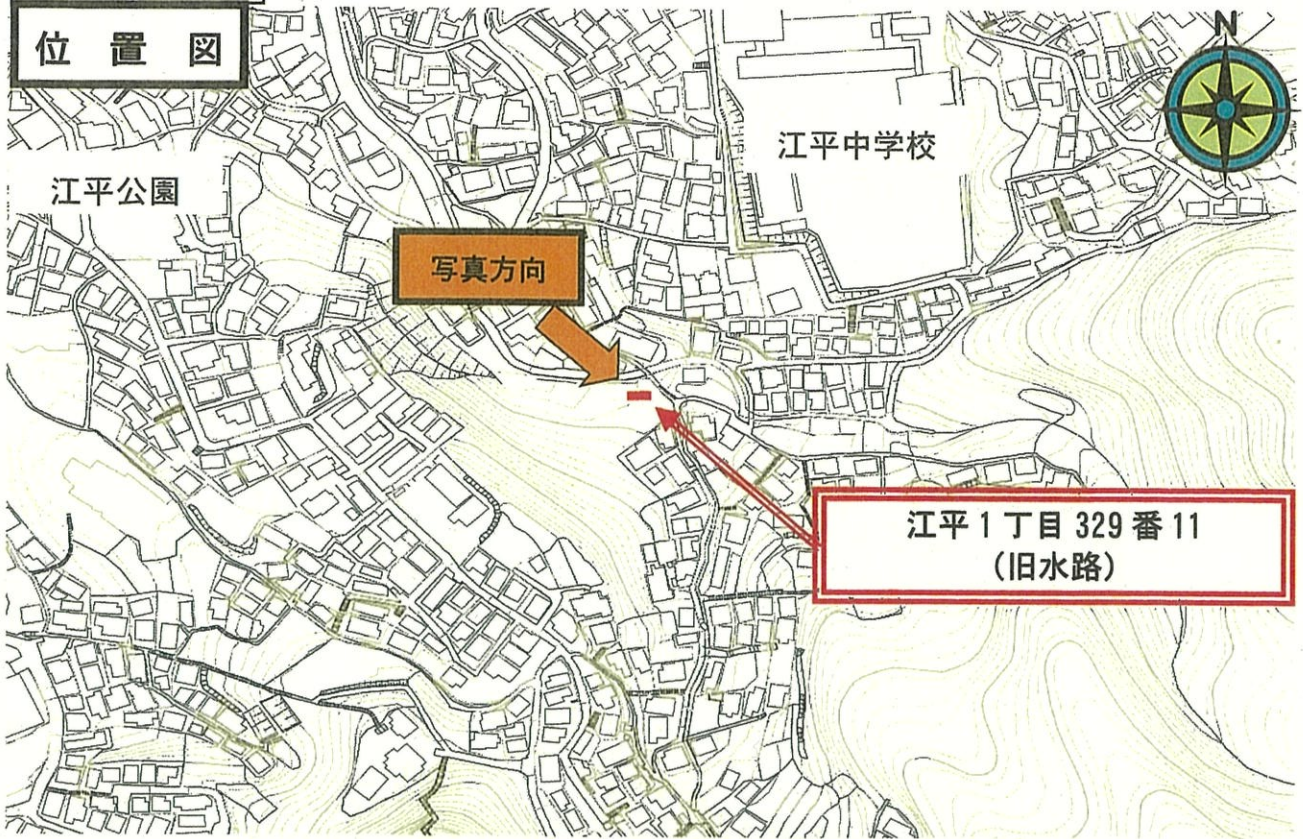


現況 写真



物件 5

位置 図



現 況 写 真

